

# daily コラム

2009年8月3日(月)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

## 清涼飲料税

### 清涼飲料税が提案されるも見送られる

アメリカの肥満税のことではなく、日本のはなしです。

清涼飲料（炭酸飲料）の課税問題が議会で取り上げられたので、全国清涼飲料課税反対同盟会は当局に対し課税反対の運動を起し、その功が奏したのか、課税法案の上程は見送られ、全国各地の業者は団体の力が必要であることの認識を深め1918年（大正7年）11月に清涼飲料水の同業者団体を設立しました。

### 清涼飲料税の再提案

その後戦費調達のため再び清涼飲料税の創設問題が起り、全国団体が中心となった課税反対運動にもかかわらず、1926年（大正15年）1月帝国議会を通過し同年4月1日より施行されました。

酒税と同じ製造者課税で、出荷時課税です。対象品目は、瓶詰の玉ラムネ、サイダー、シトロン、タンサン水、ジンジャーエール等、タンク詰ソーダ水等です。業者は製造場1か所ごとに政府の免許を必要としました。

### 嗜好飲料への課税拡大

1937年（昭和12年）日中戦争の勃発により国費が膨張したので炭酸飲料以外の嗜

好飲料にも課税することになり、戦時立法として1939年に物品税法が施行されました。牛乳又は乳製品酸性飲料、果実汁、果実みつ、コーヒー、シロップ及びこれに類するものが課税対象とされました。

### 両税の統合と廃止

1948年（昭和23年）製造者免許制度が廃止され、その翌年のシャープ勧告による税制改革で清涼飲料税は物品税に統合されました。

嗜好飲料品課税としての物品税は、その後対象品目の変更や税率軽減をしながらも、年中行事のように業界要望されていた廃税には至りませんでした。平成元年4月消費税の導入により物品税そのものが廃止となりました。

### 再課税されるとしたら

最後の物品税の課税対象品は次のものでした。消費税複数税率や米国流肥満税が検討されるとしたら、これらがやり玉にあがるのかもしれませんが。

- (1) 果実水及び果実みつ
- (2) コーヒーシロップ及び紅茶シロップ
- (3) 炭酸飲料
- (4) コーヒー、ココア、ウーロン茶ほか



清涼飲料税は戦争準備費として提案された